

# 任意後見制度と 財産管理委任契約のポイント

ここでは任意後見制度の概要と任意後見人との取引、そして財産管理委任契約について解説します。解説＝佐々木城彦 信金中央金庫 信金庫部 上席審議役

**1** 任意後見制度とは何か  
どのような手順で  
利用されるのか

65歳以上と定義される高齢者が増え続けているのが国では、かねてより高齢化に伴う社会の変遷が議論されてきました。その1つに「認知症状の進行により、財産管理を自ら行えなくなる高齢者の増大」があり、これを踏まえた法的な支援として、成年後見制度が導入されました。

任意後見制度は、この成年後見制度の一角を占める制度です。本人（委任者）の判断能力があるうちに（将来の）任意後見人を決めて任意後見契約を結び、将来、本人の判断能力が衰えた際に制度がスタートし、あらかじめ決めていた代理権の範囲で任意後見人が本人をサポートします（図表1）。

任意後見開始までの手順は図表2のとおりです。法定後見と異なり、家庭裁判所は任意後見人自体を選任するのではなく、任意後見人を監督する監督人を選任しま

図表1 法定後見・任意後見の違い

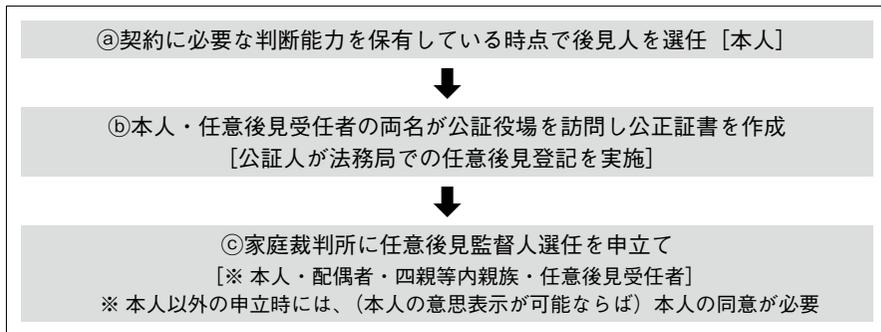
分野	法定後見制度	任意後見制度
根拠法	民法（一般法）	任意後見契約に関する法律（特別法）
選任者	家庭裁判所	本人
選任時点	判断能力を失った時点	判断能力に問題のない時点
後見人	裁判所職権で判断（不服申立規定なし）。法律家等の選任時には本人の財産から報酬を支払う	本人の自由意思に基づいて選任が可能（専門家等である必要はなく友人・知人でも選任可）
効力	同意権・取消権・代理権を保有	代理権のみ（範囲指定可）

す。任意後見制度には図表3のメリット・デメリットが併存することにも留意が求められます。

**2** 任意後見人が  
来店したらどう取引を  
行えばよいか

では、実際に任意後見人が本人に代わって預金払戻し等のために来店したら、どう対応すればよい

図表2 任意後見に至る手順



でしょうか。

金融機関としては、まず任意後見制度への移行実態を確認しなければなりません。具体的には、⑦家庭裁判所により任意後見監督人が選任されている（＝任意後見制